Г	金融分野に	おける個人情報保護に	関する	ガイト	ドラインの安全管理	B措置等についての実務指針(案)」への意見一覧
番号	条文	質問	Ø	概	要	回答
1	全般(実 務指針の 位置付 け)	「金融分野におけるガイドラインの安務指針」(以下、実施ではて頂きが位置付け(告示もし等)、「金融分野に関するガイドラインの関係、実明確について明確に	全務にくおい違にはいい。	理計(持事)の下寺の下寺の下寺の	についての実 D位置付け等 、実務指針の ガイドライン 人情報保護に ガイドライン)と 罰則適用の有	実務指針は、ガイドライン第10条から第12条に 定められた安全管理措置等について、事業者 の講ずべき措置等を明らかにするものです。 このため、安全管理措置に該当する実務指針 に定められた規定のうち、個人情報の保護に 関する法律(以下、保護法)第20条から第22条 の解釈に係る内容は義務規定であり、これらに 違反した場合には保護法第34条(勧告及び命 令)、ひいては保護法第56条(罰則)の対象とな ります。
2	全般(義 務規定又 は努力規 定)	実務指針のうち「着目については、各」 的に努力すべき「多けないか。	頁目σ)実	現に向け継続	実務指針の内容については、保護法第20条から第22条までの解釈に係る内容は義務規定となります。 なお、実務指針において事業者の講ずべき措置として定められた事項について、その具体的な対応方法は、各事業者の自主的な取組みを求めるものです。
3		実務指針には、高きであり、具体的で務を規定すべきでには、「最も望ましめ、事業者が実務での事項に応じた。 は、「・行政上の義をできていません。	詳細い事の は事の 指針に 指置を	なま す り ま り ま り ま え ま え ま え ま え ま ま ま ま ま ま ま	で全管理措置義せん。実務指針で示すにとどでされたすべばることが、法	実務指針の内容については、保護法第20条から第22条までの解釈に係る内容であるか、個人情報の保護に関する基本方針の定める「格別の措置」に該当するかは、個々の規定の内容ごとに位置付けられるものであり、保護法第20条から第22条までの解釈に係る内容は義務規定となります。なお、実務指針において事業者の講ずべき措置として定められた事項について、その具体的な対応方法は、各事業者の自主的な取組みを求めるものです。

	金融分野に	おける個人情報保護	に関	する	ガイ	ドラインの安全管理	里措置等についての実務指針(案)」への意見一覧
番号	条文	質	問	の	概	要	回答
4	全般(実 務指針の 対象)	実務指針は、金、金、金、金、金、金、金融分野のようとののと者ののであるから、 さん はん	関人のからも	会報かの様	土及 なまり まる	び外部委託先 事業者でない) -委託先が金融 8とはいえない そ全管理水準が	ガイドライン及び実務指針は、金融庁が所指定を受けた分野(以下「金融分野」という。)に基づきに基づきに基づきに基づきに基づきに基づきに基づきに基づきに基づきに基づき
5	全般(事 業者の裁 量)	「実務指針」の記 内容や性質、利 一的な措置を求 確認したい。	用の)態	様等	に関わらず画	実務指針では、事業者における個人データの 安全管理に必要かつ適切な内容が各事業者 における安全管理に係る基本方針・取扱規程 等の整備及び安全管理措置に係る実施体制 の整備等に盛り込まれることを必要としており ますが、その具体的な対応方法については各 事業者の自主的な取組みを求めるものです。
6	全般(事 業者の裁 量)	個人データの安 用体制整備の具 各事業者の自主 であることを実 きたい。	具体的 E的な	内な よ取	方法 組∂	まについては、 yを求めるもの	実務指針では、事業者における個人データの 安全管理に必要かつ適切な内容が各事業者 における安全管理に係る基本方針・取扱規程 等の整備及び安全管理措置に係る実施体制 の整備等に盛り込まれることを必要としており ますが、その具体的な対応方法については各 事業者の自主的な取組みを求めるものであり、 この点はガイドラインに対する意見募集への回 答としても明らかにしております。

「金融分野における個人情報保護に関するガイ	ドラインの安全管理措置等につい	NTの実務指針(案) Aの意見一覧

	立門刀野に	おける個人情報保護に関するカイトラインの安全官坦	E拍旦守についしの夫務拍虰(系/]への思兄一見 「
番号	条文	質 問 の 概 要	回答
7		実務指針の遵守にあたっては、具体的な 水準は事業者の判断に委ねられていると いう理解でよいか。	実務指針では、事業者における個人データの 安全管理に必要かつ適切な内容が各事業者 における安全管理に係る基本方針・取扱規程 等の整備及び安全管理措置に係る実施体制 の整備等に盛り込まれることを必要としており ますが、その具体的な対応方法については各 事業者の自主的な取組みを求めているもので す。 但し、事業者の裁量は、あくまで保護法第20条が定める「個人データの安全管理のために必 要かつ適切なもの」である限りにおいて認められるものであり、事業者の措置は「個人データの安全管理のために必要かつ適切なもの」に 適合する必要があります。
8	全般(柔 軟性の確 保)	安全管理のための方針と手続きは技術変 革に対応できるよう十分な柔軟性を持たせ ることが重要であり、広範な目的の下にお いてセキュリティ方針と手続きの設定を義 務付けるべきである。	安全管理措置については、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理を目的とし、技術革新等に対応したものとなるよう、ガイドラインにおいて安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等を定めており、ガイドライン及び実務指針に基づき、事業者等の自主的なルール策定及び措置の実施等が期待されます。なお、実務指針については、技術革新等に対応した見直しを行うよう検討してまります。
9	全般(個 人情報・ 個人デー タの定 義)	市販の人名録、会社情報書籍及びインターネットの検索ページ上の個人情報等については、ガイドライン及び実務指針が適用されないとの例外規定を設けて頂きたい。	実務指針は保護法に基づくものであるため、対象となる「個人情報」及び「個人データ」の定義についても、保護法に基づき定められたガイドラインの定義によるものです。

Г	金融分野に	らける個人情報保護に関するガイドラインの安全管理	里措置等についての実務指針(案)」への意見一覧
番号	条文	質 問 の 概 要	回答
10	全人個タ義(個・一)	個人として検索可能性がない個人情報は個人データに該当しないという理解でよいのか。個人情報と個人データを分ける基準である「検索可能性」は、「個人として検索可能な否か」で判断し、個人として検索可能性がない個人情報は個人データに該当しないという理解でよろしいか	安全管理措置の対象となる「個人データ」とは、 保護法第2条第2項に規定される「個人情報 データベース等」を構成する「個人情報」であ り、一定の方式により検索可能な状態となって いるものを指します。この検索可能性について は、保護法第2条第2項第1号において「特定の 個人情報を電子計算機を用いて検索することが できるように体系的に構成したもの」と規定されているほか、保護法第2条第2項第2号において「特定の 個人情報を高いて「特定の個人情報を容易に検索することが できるように体系的に構成したものとして いて「特定の個人情報を容易に検索することが で定めるもの」と規定されていることから、紙等 で定めるもの」と規定されていることから、 近代報が記録されたファイリングシステムも で定めるもの」と規定されていることから で定めるもの」と規定されていることが ででよりていない場合であっても、 に名の50音順など個人情報を一定の方式に よって整理・分類されていれば、一般的におりま す。
11		既に規程を策定している場合に、これを充実させて対応することも考えられるため、 取扱規程の「策定」という文言を「整備」に 統一すべき。	御指摘を踏まえ、修正致しました。
12	1-2(規程 の要件)	実務指針において整備することが求められている「規程」は、各事業者においては「細則」「マニュアル」等、名称や形式を問われないこと、また、個々の規程等の構成が実務指針と一致せずとも、当該事業者で定めるルール全体として実務指針に規程する措置に対応していれば、事業者全体の「規程」としては問題ないことを確認したい。	実務指針で定める規程は、各管理段階ごとに措置内容等を明確化することを求めるものであり、「規程」の名称や形式の統一を求めるものではありません。従って、個々の規程等の構成を実務指針の記載と一致させる必要は必ずしもないほか、各管理段階ごとの取扱規程を、業務単位や商品単位ごとのように、実務に即して規程に盛り込むことも可能です。但し、その際には、事業者全体として、①実務指針6-1から6-6-1において定められた事項が各管理段階ごとに全て盛り込まれていること、②事業者内の部署や商品ごとに定めた規程において盛り込まない規定がある場合には合理的な理由があること、が求められることとなります。
13	1-2(規程 の要件)	各管理段階ごとに規程を定めることになっているが、各管理段階ごとに規定を定めるという要素が含まれていれば、実務に則してアレンジは可能という理解でよいか。	同上

「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(案)」への意見一覧 番号 条文 質問の概要 答 「基本方針」(1-1)、「取扱規程」(1-2)及び「点 検及び監査にかかる規程」(1-3)は、当該個人 1-1, 1-情報取扱事業者のみに係るものであるため、 2, 1-3,必要に応じて見直しを求めることとしています。 1-4, 5-規程等の見直しの期間について、項目ごと -方、「外部委託に係る規程」(1-4、5-2、5-4) 14 2、5-4(規)に差異がある理由をうかがいたい。 については、規程の内容の変更には委託先と 程の見直 の交渉が必要であり、事業者のみの裁量によ し) り随時見直すことが困難な場合も想定されるこ とから、「定期的な見直し」と規定しております。 1-1, 1-2、1-3、 「定期的に規程の見直しを行わなければな 1-4,5-同 F 15 2、5-4(規)らない」とした理由を確認したい。 程の見直 し) 各管理段階ごとの取扱規程を整備することを 求めている趣旨は、漏えい事案等が発生した 場合にどの管理段階における取扱いに問題が 「全ての管理段階を同一人が取り扱う小規 あるかを検証し、適切な対応策を講ずることを 模事業者等」には「全ての管理段階を同一 可能とすることで、個人情報取扱事業者自らが 人が取り扱う個人情報取扱事業者内の業 取扱規程の有効性を高めていくことを可能とす 1-2(小規 | 務又は部署 | や「全ての管理段階を同一部 るものです。 但し、個人データ取扱部署が単一であり、「全 模事業者 | 署が取り扱う個人情報取扱事業者内の業 16 等の定 務又は部署」が含まれ、これらについては ての管理段階を同一人が取り扱う」場合には、

取扱部署が単一であるため、いずれの措置が

|不適切であっても問題点の特定が可能である

このため、個人データ取扱部署が複数ある個人情報取扱事業者については、「全ての管理 段階を同一人が取り扱う小規模事業者等」に

ことから、特例を設けております。

は該当しません。

各業務又は各部署ごとに全管理段階を通

じた安全管理に係る取扱規程を定めること

が認められると理解してよいのか。

義)

「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(案)」への意見一覧

· '	立門刀野に	おける個人情報保護に関するカイトラインの安全官均	E拍旦守についての天伤拍す(糸/」への总兄一見
番号	条文	質 問 の 概 要	回 答
17	1-2(小規 模事業者 等の定 義)	「小規模事業者」の定義について具体的な 要件を明らかにして頂きたい。	各管理段階ごとの取扱規程を整備することを 求めている趣旨は、漏えい事案等に対応し、ど の管理段階における取扱いに問題があるかを 検証し、適切な対応策を講ずることを可能とす ることで、事業者自らが取扱規程の有効性を高 めていくことを可能とするものです。 仮に、個人データ取扱部署が単一であり、「全 ての管理段階を同一人が取り扱う」場合には、 管理段階は単一となるため、いずれの措置が 不適切であっても問題点は特定が可能である と考えることができます。 このため、「常時使用する従業者の数が5人以 下であり、物理的に各管理段階に担当者を分 離することが不可能な場合」には「小規模事業 者」の定義に該当し、例外規定の適用が認めら れることとなります。
18	1-2(小規 模事業者 等の定 義)	「なお、全ての管理段階を同一人が取り扱う小規模事業者等においては・・・」の箇所の「等」は何を指すのか確認したい。	金融分野以外を主体とする個人情報取扱事業者であり、一部門のみが金融分野における事業を営み、当該金融分野における事業を営む部門が「小規模事業者」の定義に該当する個人情報取扱事業者を指します。
19	1-3(監査 の特例)	「なお、個人データ取扱部署が単一である 事業者においては・・・」の箇所で、「部署」 の定義を明示していただきたい。	課やグループなど、個人情報取扱事業者における内部規程等に定められた分掌上の最小組織単位を指します。

	金融分野に	おける個人情報保護に関するガイドラインの安全管理	里措置等についての実務指針(案)」への意見一覧
番号	条文	質 問 の 概 要	回答
20	2-1-1(権限委譲)	個人データ管理責任者の業務とは統括責任を負うという意味であって、業務執行については権限委譲が可能と理解してよいか。	実務指針は、個人データ管理責任者が2-1-1に定めた業務を所管することを定めているのであり、全ての業務を個人データ管理責任者が実際に行うことを求めたものではなく、業務を行う権限を他の従業者に委譲することを妨げるものではありません。但し、2-1-1①「個人データの安全管理に関する規程及び委託先の選定基準の承認及び周知」及び②「個人データ管理者及び4-1に規定する『本人確認に関する情報』の管理者の任命」についての決裁は、あくまで個人データ管理責任者の名義で行われる必要がありまけるの名義で行われる必要がありまける教育・研修の企画」及び⑤「その他個人情報取扱事業者全体における個人データの安全管理に関すること」についても、権限委譲の手続き等を規程等で明確化する必要があります。
21		「本人確認に関する情報」の管理者はどのような業務を行うのか。	「本人確認に関する情報」とはID又はパスワード等を指します。このため、「本人確認に関する情報」の管理者はID又はパスワード等を付与及び管理する業務を行うこととなります。
22	2-2、3- 1、3-2、 3-3(懲戒 処分)	現在の記載内容ですと、懲戒処分を前提に、主体的な労使協議による労働条件の決定に影響を与え、また、事業者が従業員に過度なロード・リスクを課した対処を進める虞があるため、組織全体として個人情報保護の体制整備を行うといった本来の趣旨と異なる運営が行なわれるのではないかとの懸念があります。また、これらの規定が主体的な労使協議による労働条件に影響を与えるのではないかと懸念しております。ついては、上記を踏まえた修正を行なうべきだと考えます。	御指摘の項目は、漏えい等の防止策の一環として、故意に漏えい等を行った従業者等に対する懲戒処分に関して就業規則等に規定を整備することを求めるものであり、本ガイドライン・実務指針をもって労働関係法令に反する行為を求めるものではありません。また、就業規則等には内規等も含むことから、これらの規定は必ずしも「個人データの取扱に関する従業者の役割・責任」及び「違反時の懲戒処分」に関する全ての内容が就業規則又は労働協約に規定されることを求めているものではありません。 従いまして、原案を維持することと致しました。

	金融分野に	おける個人情報保護	に関す	<u>るガイ</u>	ドラインの安全管理	措置等についての実務指針(案)」への意見一覧
番号	条文	質	問の	概	要	回答
23	2-3(記 録)	「取扱規程に定めの記録」とは、各れる帳票類への行うことと解釈し	管理 各取抗	殳階 (及者の	こおいて作成さ D捺印等により	実務指針では、個人情報取扱事業者における個人データの安全管理に必要かつ適切な内容が各事業者における安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等に盛り込まれることを必要としておりますが、その具体的な対応方法については各個人情報取扱事業者の自主的な取組みを求めています。このため、「取扱規程に定められた事項の遵守状況の記録」の具体的内容については、業務の実態に鑑み、個人情報取扱事業者が自ら設定することが求められるものであり、各取扱者の捺印を含め、必要かつ適切な方法によって頂く必要があります。
24	2-4(台帳 等の作成 単位)	2-4において「以 整備しなければな 部署ごと、事業者 のいずれの基準 か。	ならな きごと、	い」と	:あるが、台帳はいは顧客ごと	2-4に定める台帳等の整備は、事業者ごとに整備を求めるものです。なお、台帳における各項目の記載については、対象が個人データであることから、基本的には「データベース」単位であり、紙媒体の場合には「同種の書類・帳票」単位で記載することが求められます。
25	2-4(台帳 等の作成 単位)	「個人データの取のでである。「個をできまでではなければ、は、でははは、は、では、では、では、では、では、でいることはできる。とは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	以下 いばな 記載 記理解 い い こ で、 し で、 し	あらげるまでのるいとつ	頃を含む台帳 い。」と規定さ取 れている。「取 準は、たとえいかにでいる。 以かにでいた。 いかにでいてですいです。 の「取得項目」	2-4に定める台帳等の整備は、事業者ごとに整備を求めるものであります。台帳における各項目の記載については、対象が個人データであることから、基本的には「データベース」単位であり、紙媒体の場合には「同種の書類・帳票」単位で記載することが求められます。なお、同種の書類・帳票で取得する項目が複数の形式となり得るものについては、一つの書類・帳票と整理し、「取得項目」の欄には盛り込まれ得る全ての項目を記載することで、本規定の要件を満たすものと考えられます。
26	2-4(アク セス制 限)	2-4⑤の「アクセス」「個人データへのは何か。両者にな現を統一願いた」)アク1 相違か	マスキ	御」との違い	御指摘を踏まえ、2-4⑤の「アクセス制限」を「アクセス制御」と修正致しました。
27	2-5-1(兼 務の可 否)	「点検責任者及び とともに・・・」の匿 合などもあること 担当者の兼務が い。	箇所で :から、	、部署 点検	屠が少人数の場 責任者と点検	御指摘のとおりです。

Γ	金融分野に	おける個人情報保証	蒦に艮	貝する	ガイ	ドラインの:	安全管理	B措置等についての実務指針(案)」への意見一覧
番号	条文	質	問	の	概	要		回答
28	2-5-2(監 査の定 義)	「監査の実施に る個人データを 責任者・監査担 独立性を確保・ が相互に監査す 確認したい。	取り 当者 ••」	扱う すを選 の箇	部署 選任 所で	3以外かり し、監査3 3、異なる	ら監査 主体の 部署	監査は、点検とは異なり、監査対象部署とは別個の立場から個人データの取扱状況を確認するものであり、単に各部署における個人データの取扱状況を確認するだけでなく、監査を踏まえて当該事業者全体としての個人データの取扱いの見直しが行われることが求められます。このため、監査部署は取扱状況の監督及び全体的見直し等の機能を持つ、監査部等の部署が一元的に行うことが望ましいものと考えられます。ただし、そうした一元化な機能を有する部署が存在しない場合には、監査結果を集約し事業者全体としての個人データの取扱いに関する適正な実施体制等を整備することを前提として、各部署が相互に監査を行うという手法は排除されるものではありません。
29	2-5-2(監 査の定 義)	「なお、監査の扱いでは、監査の扱いでは、監査のを取りでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	うの者な査任被チ	合いが対象が	はい任なの特部	当該部署 こついて 命すいる者 らない。」 監査者とし 任命する に派遣さ	署に個があるところと、 お人そる 個 たっぱん まんしょう しょうしょう かいしょう はいい かいしゅう はいい かいしょう はいい かいしょう はいい かいしょう はいい かいしょう はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はい	監査は、2-5において「当該部署以外の者による」と規定されていることから、2-5-2に規定された「個人データ管理責任者が特に任命する者」は監査部署の従業者以外の者であることが求められます。
30		「監査部署が監 を取り扱う場の 管理責任者の 管理施しな情報を 手が を を がれ を を がれ を を で も 任 の で も に の で も に の で も に の で も に の は の は の は り の り の は り の り の り の り に り に り に り に り に り に り に	には、ほには、ほんでは、ほんでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	いに命ながなる。	該いずいけく、	昭署において、個人 る者がその 」とあるが 監査担当 士長や監	けデのが、 る一監個の を を も も も も き も も き も の も も も も も も も も も も	当該規定は、個人データの取扱状況についての監査という事務について定めるものであり、2-1①において個人データ管理責任者が個人データの安全管理に係る業務遂行の総責任者であると規定されていることから、任命権については個人データ管理責任者に限定することと致します。
31	2-6、6-6 (漏えい 事案等の 対応)	「漏えい事案等 人データである 文には対象情報 明確に記載頂き	こと 役が	を確 個人	認し	たい。ま	た、条	実務指針2-6及び6-6は、ガイドライン第10条から第12条までに定められた安全管理措置についての内容を示すものであるため、ガイドライン第2条第4項に定める「個人データ」が対象となります。この点は、実務指針の位置付けにより、明確になっております。

	金融分野に	おける個人情報保証	蒦に関	する	ガイ	ドラインの安全管	理措置等についての実務指針(案)」への意見一覧
番号	条文	質	問	の	概	要	回答
32	2-6、2-6- 1(漏えい 事案等の 対応)	「漏えい事案等 の他に何を対象 ただきたい。					
33	2-6(漏え い事案等 の対応)	「①対応部署」(ず既存の部署が ただきたい。					
34	2-6-1(漏 えい事案 等の対 応)	「①行政当局等を対象としていい。	_				- 1カオトラオ / 2/ハヅリ んぞり 在 壁空 当日主
35	2-6-1(漏 えい事案 等の対 応)	「②本人への通 にどのような対 示していただき	応を	対象			
36	2-6-1(漏 えい事案 等の対 応)	消費者金融業績にともない事業ることは、借入のないケースも有原則とし、本人の利益侵害に限定するよう	者がりつい	直性医る通切	らに をか とか ロにて	本人に通知す えに本人が望 ら、「公表」を ついては、当記 いる場合など	御指摘のようなケースにおいては、本人への通 ま知の際における情報の本人以外に対する秘匿 性への十分な配慮が必要であるものの、本人 なの通知の必要性が否定されるものではない
37	3-1(非開 示契約 等)	非開示契約等(はなく、管理者)管理者以外の行則等の個人情報め、違反時の処はないか。	に限 注業 級の	定す 者に 保護	べきつし	きではないか。 いては、就業規 関する規則を対	人データの漏えい・き損防止は、一従業者の 誤った取扱いにより多大な被害が発生し得るた め、各従業者における責任等の認識が不可欠
38	3-3(教育 及び訓 練)	個人情報を実際は、かかる研修 ても、その他の る研修および総 も望ましい事例 たします。	を行 全従 継続的	うこ 業 す り 教	とを 針に 育を	義務付けると 関しては、かか 行うことは「最	、 ひ訓練は、保護法第20余及び第21余を依拠と するガイドライン第10条及び第11条の内容に関 する担定のため

Г	金融分野に	おける個人情報保護に関するガイドラインの安	全管理措置等についての実務指針(案)」への意見一覧
番号	条文	質 問 の 概 要	回答
39	3-3(教育 及び訓 練)	「個人データの安全管理に係る就業規等に違反した場合の懲戒処分の周知は、教育の中で周知、徹底させるとい解でよいか確認したい。	」と 知じ協のとなりです
40	3-4(遵守 状況確認 の頻度)	「個人データ管理手続の遵守状況の研 における程度・頻度について確認した!	
41	4-1~4-7 (技術的 安全管理 措置全 般)	紙に記載された個人データについては 術的安全管理措置の対象外であるこ。 念のため確認したい。	御指摘の紙媒体の個人データについては、当 該個人データへの技術的安全管理措置の適 とを 用が物理的に不可能な場合に該当するのであ れば、技術的安全管理措置の対象外となるこ とがあるものと解します。
42	4-1~4-7 (技術的 安全置 般)	実務指針が対象とするのは「個人デー全般であるが、技術的安全管理措置にての個人データに一律に適用されるもはなく、記録媒体や取扱状況に応じ、著の判断によりいずれかの段階で適は措置を講じればよいという理解でよい。 具体的には、紙媒体であるマニュアルや営業店のパソコン等にも、全ての技安全管理措置が必要ではないというこよいか確認したい。	は全 のです。 事業 切なか。 情報 情報 術的

	金融分野に	おける個人情報保護に関するガイドラインの安全管理	<u> 措置等についての実務指針(案)」への意見一覧</u>
番号	条文	質 問 の 概 要	回答
43		本項目については、推奨(努力)項目とし 個別企業の判断に委ねるべきと考える。	御指摘の項目は、保護法第20条から第22条の解釈に係る内容であるガイドライン第10条から第12条までに定められた安全管理措置についての内容であり、義務規定となります。但し、その具体的な対応方法については、関係団体が自主的に示す安全対策基準等の内容を踏まえ、各事業者の自主的な取組みによるものです。
44	4-1、6-2- 2、6-3- 2、6-4-2 (利制 の認証)	金融審議会金融分科の中で有識者発生の中でおります。 金融審議会金融分科の中で有識者発生の中でおります。 15日 との中でおります。 15日 との中でおります。 15日 とのでははいるが、このははいる。 15日 を	ガイドライン第6条第1項第8号により機微情報に該当する生体認証情報については、本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合を除き、取得・利用又は第三者提供を行わないこととなっております。実務指針においては、ガイドラインに定める措置を確保するために求められる技術的安全管理措置等の内容を定めており、生体認証情報の具体的な認証方式については、特定の認証方式の採用を推奨したり、否定するものではありません。なお、実務指針は、あくまで現時点における実用化された技術や業務プロセスの見直し等が行われた場合には、のであり、将来的に更に進んだ技術等により、のであり、将来的に更に進んだ技術等により、のであり、将来的に更に進んだ技術等により、のであり、将来的に更に進んだ技術等には、あることがら、原案を維持することと致しました。
45	4-2(管理 区分の設 定及びア クセス制 御)	個人データに管理区分を設定するにあたり、役職別(支店長、役席、一般職員等)に設定するのではなく、例えば、部署別(融資担当、預金担当等)に設定することでも実務指針の定めに沿っていることになるのか。	個人データの管理区分は、業務の実態に鑑み、個人情報取扱事業者が自ら設定することが求められるものであり、その内容が保護法第20条が求める安全管理の観点から必要かつ適切であれば、部署別にアクセス管理区分を設定することも可能です。
46	4-3(アク セス権限 の管理)	「個人データへのアクセス権限を付与する 従業者数を必要最小限に限定すること」と あるが、当該個人データにアクセスをする 必要性がある従業者を「必要最小限」によ り排斥するものでないことを確認したい。	御指摘の項目は、漏えい等の防止や発生時の漏えいルートの解明等の観点からアクセス権限を付与する従業者数を限定することを求めているものであり、業務上の必要性のある従業者による個人データへのアクセスを制限するものではありません。

Г	金融分野に	おける個人情報保証	護に関する	ガイ	ドラインの安全管理	措置等についての実務指針(案)」への意見一覧
番号	条文	質	問の	概	要	回答
47	4-3(アク セス権限 の管理)	4-2でアクセス村で、4-3②におしを必要最小限に営業店において者へのアクセスのではないと考	いて従業 に限定す に業務 権限の	者のると 遂行)アクセス権限 あるが、これは fに必要な従業 を排除するも	同上
48	4-4-1、6- 4-1(個人 データの 保護策)	4-4-1②「伝送う暗号化のことで目とすべきと考	あるなら			御指摘の項目は、保護法第20条から第22条の解釈に係る内容であるガイドライン第10条から第12条までに定められた安全管理措置についての内容であるため、義務規定となります。但し、その具体的な対応方法については、関係団体が自主的に示す安全対策基準等の内容を踏まえ、各事業者の自主的な取組みによるものであり、御指摘の手法のみを義務付けるものではありません。
49	· ·	4-4-1③「個人元の措置として、元をする場合、防心者えられる	コンピュ· 御対策。	ータ「	ウイルスの防御	4-4-1③の措置としては、不正プログラムからシステム及びデータを守るため、コンピュータウィルスの侵入又は不正アクセスによるプログラムの改ざん等を防止する対策を講ずることを求めるものです。その具体的な対応方法については、関係団体が自主的に示す安全対策基準等の内容を踏まえ、各事業者の自主的な取り組みによるものであり、御指摘の項目には、一般的に、①ウィルスソフト(ワクチンソフト)の導入、②ダウンロードしたファイル等のウィルス・チェックの厳格な実施、などが含まれます。
50	4-5(アク セスのび 新)	「個人データへで析」について、「の対象に、個人 ムを対象としているとしたい。	アクセス 情報を	く い 取扱	己録及び分析」 う全てのシステ	安全管理措置は全ての個人データが対象となるものであるため、「個人データへのアクセスの記録及び分析」については、サーバーだけでなく、スタンドアローンのパソコンなどを含め指し、御指し、一切のとなります。但し、御指し、当該個人データについては、当該個人データの技術的安全管理措置の適あれば、技術的安全管理措置の対象外となることがあるものと解します。なお、具体的な分析の手法については、「個人データのアクセスの記録及び分析」は保護又はき損の防止」の観点から求められているものを対したがあり、全ての個人データのアクセスの記録を表して、漏えい等のリ、全ての個人データのアクセスを重点的に分析するなどの方法も認められます。

	金融分野にる	おける個人情報保証	雙に関	する	ガイ	ドラインの安全管理	里措置等についての実務指針(案)」への意見一覧
番号	条文	質	問	の	概	要	回答
51	4-5(アク セスの記 録及び分 析)	「個人データへ析」とあるが、「止が目的であり性のあるアクセとを確認したい	分析し、漏スを]と1 えし	ま、i い等!	漏えい等の防 こつながる可能	御指摘のとおり、「個人データのアクセスの記録及び分析」は保護法第20条が定める「個人データの漏えい、滅失又はき損の防止」の観点から求められているものであり、具体的な方法として、全ての個人データのアクセスの記録を悉皆的に分析する以外に、漏えい等のリスクの高い個人データへのアクセスを重点的に分析する方法なども認められます。
52	セスの記	今後、システム 想定されること 措置が可能でも 置の規定を設け	から、 あるこ	シ.	ステ	ム対応の代替 定及び経過措	御指摘の項目は、保護法第20条から第22条の解釈に係る内容であるガイドライン第10条から第12条までに定められた安全管理措置についての内容であり、義務規定となります。このため、御指摘の代替措置の内容が不明ですが、4-5に定める事項の実施が必要となります。
53	6、4-7(記	「個人データへ 期間」について が済むまでの其 定しているがよ	は、 ² 朋間(不正 当力	アク	セスの分析等	「個人データへのアクセス記録を保存する期間」については、業の実態や情報の取扱状況等に鑑み、個人情報取扱事業者自らが安全管理の観点から必要かつ適切な期間を設定することが求められます。具体的な保存期間の設定に際しては、別途定められている記録・分析及び点検・監査が適切に実施されるよう、これらの周期と整合的な期間とすることが求められます。
54	Ⅱ(従業 者の監 別及び 田(委監 先の監	従業者に対する 順及び個人情報 務付けに限定す ても監督を義務	最保!	護上きでに	.のi あり	適切な対策の義 、委託先に対し	保護法は、第21条において事業者は従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないと定めるとともに、第22条において事業者は委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないと定めています。実務指針も、保護法及びガイドラインに基づき、必要かつ適切な監督の内容を定めております。
55	5-1(委託 先の選定 基準)	「委託先選定の づく委託先の個 用度」が規定さ 事象がある委託 な措置がなされ 排除するもので	人テ れて !先で .てい	いるでありれり	安が、てそ	全管理上の信 過去に漏えい も、事後に適切 れらを一律に	御指摘のとおりと解されます。 過去の漏えい事案等の発生後に適切な対応 がとられ、現時点で必要かつ適切な安全管理 措置が図られていると判断できるのであれば、 本規定によってそうした事業者への委託が妨 げられるものではありません。

「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(案)」への意見一覧 番号 条文 答 質問の概要 御指摘のとおりと解されます。 「委託先選定の基準」として、「委託先の経 本規定は、委託先における適切な個人情報保 営の健全性」が規定されているが、当該基 5-1(委託 護の遂行の視点から経営の健全性についての 準は漏えい等の防止の観点から設けられ 先の選定 審査を求めるものであり、財務状況等が悪化し 56 ているものであり、財務状況等が悪化して ている企業を一律に委託先から排除するもの 基準) いる企業を一律に委託先から排除するも ではありません。 のではないことを確認したい。 委託先の選定基準としての委託先の実施体制 委託先の選定基準としての委託先の実施 については、実務指針に基づき必要とされる全 5-1-2(委 体制については、各項目において委託元 ての事項を満たす必要があります。なお、委託 託先の選 57 となる金融機関等と同様のレベルまで求め|先において取扱う個人データの性質や量等に 定基準) より、具体的に講じられる手法に差異があるこ るものではないことを確認したい。 とは許容されます。 本条文の趣旨は、銀行が求められている 5-1-2(委 安全管理措置と同等の体制整備を、委託 託先の選 同上 58 先・再委託先に対して強いるものではない 定基準) ことを確認したい。 委託先の監督については、保護法第22条及び ガイドライン第12条に基づき、「委託を受けた者 に対する必要かつ適切な監督が行われること」 「委託先における遵守状況を定期的又は 5-2(委託 随時に確認する」とされているが、「委託先 が求められております。実務指針では、その遵 59 先の監 における遵守状況について定期的又は随 守状況の確認方法については5-2において「5-3に基づき」と規定しており、報告徴収に関する 督) 時に報告等を求め確認する」等と明示でき ないか。 権限だけでなく、監督・監査に関する権限に基 づく確認も含まれております。 従いまして、原案を維持することと致しました。 保護法第20条から第22条の解釈に係る内容と してガイドライン第10条から第12条までに定め 別添1~

別添1から別添3の位置付けおよび努力規

規定又は|定か義務規定かを明確化していただきた

3(義務

努力規

定)

い。

60

られた安全管理措置は義務規定であることか

全管理措置として行うべき内容を定めた部分

は、実務指針の本編であるか別添であるかに

かかわらず義務規定となります。

ら、ガイドライン第10条から第12条に基づき、安

「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(案)」への意見一覧 番号 条文 答 質問の概要 「取扱者の限定」については、業務の実態に鑑 み、個人情報取扱事業者が自ら設定すること が求められるものですが、その内容が保護法 各管理段階ごとに、「取扱者の限定」、「個 第20条が求める安全管理の観点から必要かつ 別添1 人データの限定」を定めることになってい 適切であれば、部署別にアクセス管理区分を (取扱者 る。例えば「取扱者の限定」は部署ごと(融 の限定、 設定することも可能です。 61 資部、営業部等)、「個人データの限定」は また、「個人データの限定」は、業務の実態に 個人デー 帳票ごと(融資の帳票類、預金の帳票類 タの限 鑑み、個人情報取扱事業者が自ら設定するこ 等)に定めることは実務指針に沿っている 定) とが求められるものですが、その内容が保護法 ことになるか。 第20条が求める安全管理の観点から必要かつ 適切であれば、帳票ごとに設定することも可能 です。 「個人データのアクセスの記録及び分析」は法 第20条が定める「個人データの漏えい、滅失又 はき損の防止」の観点から求められているもの 各管理段階ごとの取扱規程に定めなけれ 別添1 であります。従って、個人データの取扱いの記 ばならないとされている取扱状況の「記録 62 (記録及 及び分析」に関して、個人データの「記録」 録は、漏えい事案等が発生した際に、原因及 び分析) を行う規定の趣旨・目的を確認したい。 び漏えいルートの解明等を行い、個人データの 漏えい、滅失又はき損を防止するために行う必 要があります。 「個人データのアクセスの記録及び分析」は保 護法第20条が定める「個人データの漏えい、滅 失又はき損の防止」の観点から求められている 別添1 「各段階での記録及び分析」を定めること ものであり、漏えい等の防止に有効であること を前提として、「各段階での記録及び分析」の 63 (記録及 になっているが、指針ではどこまでのレベ 具体的内容については、業務の実態に鑑み、 び分析) |ルの分析を想定しているのか。 個人情報取扱事業者が個人データの安全管 理に必要かつ適切な内容を自ら設定すること が求められるものです。 各管理段階における「記録・分析」につい ては、従業員の労働実態に多大な影響を 別添1 与えかねないことから、個人情報保護の実 64 (記録及 同上

効性と実際の運用において生じるロード等

をふまえ、適宜見直しを検討いただきた

び分析)

い。

「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(案)」への意見一覧 番号 条文 答 質問の概要 実務指針においては、「取得」は個人情報取扱 事業者が自ら保管するために個人情報を本人 経済産業省ガイドラインでは、個人情報を から受け取る段階を指し、「入力」は個人情報 本人から受け取る段階を「取得」、個人情 6-1(取 取扱事業者が個人情報を情報システムに入力 報を情報システムに入力する段階を「入 65 得•入力 する段階を指します。なお、個人データ管理者 カ」と定義し、それぞれに責任者を置くとさ については、実務指針では部署ごとに定めるよ の定義) れているが同様と考えていいか、取得・入 う規定しておりますが、役割の明確化として管 力の定義を明示して頂きたい。 理段階ごとに作業責任者を置くことを排除する ものではありません。 「④取得・入力時の照合及び確認手続き」は、 「④取得・入力時の照合及び確認手続き」 6-1(取 具体的には取得時の確認手続きと入力時の照 とは、データが正確に入力されたかどうか 得•入力 合手続きからなります。前者は、取得時の取扱 の照合・確認手続きなのか、それとも、取 66 時の照 者としての本人確認及び権限等の確認手続き 得・入力の取扱者としての本人確認及び権 を指し、後者は入力データが正確かどうか照合 合•確認) 限等の照合・確認手続きなのか。 する手続きを指します。 何をもってコンサルティングセールス業務と定 義されているか明確ではありませんが、御指摘 の件は個人データ管理者が「2-1-2③個人デ・ タを取り扱う保管媒体の設置場所の指定及び 変更等」に基づいてアクセス管理区域を定め、 その内容を「6-2-1⑥機器・記録媒体等の管理 手続き」に基づき規程に記載し、それに基づい て事業者の敷地外で個人データを取扱うケー スを指すのではないかと思われます。 これに対し、6-2-1-1は、規程に定められた以 外での取扱いは例外的な作業であり、そうした 「個人データの管理区域外への持ち出しに 6-2-1-1 規程に定められていない作業フローは漏えい 関する上乗せ措置」について、例えば個人 (持ち出し 事案等に繋がりやすいため、当該措置は特に データの社外持出しを日常的に行うコンサ に関する 67 慎重な取扱いを求めることとしているもので ルティングセールス業務等においては、管 上乗せ措 理区域として社外も含めて規定できること 従って、管理区域に顧客先など事業者の敷地 置) を確認したい。 外を定める場合には、6-2-1-1⑤に規定された 個別の申請及び承認等は求められないもの の、事業者の敷地外への持ち出しに関する各 種リスク要因を洗い出した上で、厳格な取扱い が求められることとなります。具体的には、取 扱者及び対象となる個人データの限定のほ か、アクセス制御及び機器・記録媒体等の管理 手続きなどを規程に定め、その規程に従った運

められます。

用を行うことなど、個人データの安全管理の観点から必要かつ適切な措置を講じることが求

「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(案)」への意見一覧 番号 条文 答 質問の概要 6-2-1-1 (持ち出しコンサルティング営業においては、営業所・ に関する 顧客先等の通常の営業活動を行う範囲が 68 同上 上乗せ措「管理区域」であるとの理解で問題ないか。 置) 何をもって得意先係の業務と定義されているか 明確ではありませんが、御指摘の件は個人 データ管理者が「2-1-23個人データを取り扱 う保管媒体の設置場所の指定及び変更等」に 基づいてアクセス管理区域を定め、その内容を 「6-2-1⑥機器・記録媒体等の管理手続き」に 基づき規程に記載し、それに基づいて事業者 の敷地外で個人データを取扱うケースを指す のではないかと思われます。 これに対し、6-2-1-1は、規程に定められた以 来店できないお客様等に対して、得意先係 外での取扱いは例外的な作業であり、そうした が訪問して集金や融資の相談等を行って 規程に定められていない作業フローは漏えい 6-2-1-1 いるが、こうした営業活動には個人データ (持ち出し 事案等に繋がりやすいため、当該措置は特に を管理部署から外へ持ち出すことが必要と 慎重な取扱いを求めることとしているもので 69 に関する なる。 上乗せ措 す。 このような外訪における個人データの取扱 従って、管理区域に顧客先など事業者の敷地 置) い方は、6-2-1-1に定める上乗せ措置の対 外を定める場合には、6-2-1-1⑤に規定された 象にはならないと考えてよいか。 個別の申請及び承認等は求められないもの の、事業者の敷地外への持ち出しに関する各 種リスク要因を洗い出した上で、厳格な取扱い が求められることとなります。具体的には、取 扱者及び対象となる個人データの限定のほ か、アクセス制御及び機器・記録媒体等の管理 手続きなどを規程に定め、その規程に従った運 用を行うことなど、個人データの安全管理の観 点から必要かつ適切な措置を講じることが求 められます。 経済産業省ガイドラインでは、「保管・バック アップ」と表記され、「保存」とは表現していな 「保存」は個人データを加工せず、そのままの 6-3(保 い。バックアップは、災害・障害時の復旧向け 管•保存 状態でとっておくことを指すため、バックアップ 70 に直近最新のものの保管することと解釈し の定義) もその一形態と解されます。 ますが、「保存」の解釈は「バックアップ」と同 様と考えてよいか明示していただきたい。 6-4-1(移 「移送・送信時の照合及び確認手続き」は、FA 送•送信 |「移送・送信時の照合及び確認手続き」と X及びメール等の誤送信による漏えい等を防止 71 時の照合 は宛先の照合・確認であることを確認した する観点から、宛先の照合・確認を求めるもの 及び確 い。 です。 認)

	「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(案)」への意見一覧									
番号	条文	質問	引 の	概	要	回答				
72	6-5(消 去·廃棄)	廃棄段階の取扱 ガイドライン第9条 データの利用目的 当該期間をとすることで が「クロスのが「ケースのが「ケースでは、データでは、データでは、デースのが「からない。」	の規究 りにある」 の保有 る」とに る」 とに なべ の の の の の の の の の の の の の の の の の の	定保であるれる。 ではなる。 では、スト	「保有する個人存期間を定め、る個人データをが、個人情報でもの人情報である。 でれ個人デースをいる。 でれ個人デースをいてきまれる。 とBについてそ	実務指針では、事業者における個人データの 安全管理に必要かつ適切な内容が各事業者 における規程等に盛り込まれることを必要とし ておりますが、その具体的な対応方法について は各事業者の自主的な取組みを求めていま す。このため、「保存期間の設定」についても同 一項目の個人データに関し、複数の異なる利 用目的がある場合、各々の利用目的に応じ て、異なった保存期間を設定することは可能で す。				
73	別添2 (機微情 報全般)	機微情報に関するおける取扱規程」か。				7-1の規定は、機微情報に係る各管理段階ごとに取扱内容を明確化することを求めるものであり、機微情報に関する規程を「各管理段階における取扱規程」と別に定めることを排除するものではありません。				
74	別添2 (機微情 報全般)	機微情報の取得、 ついては、本人の とするとともに、公 も取得、利用又は べきである。	同意(こよ 策目	り、これを可能 的に基づくもの	ガイドライン第6条第1項第7号に基づき、金融分野の個人情報取扱事業者は、事業の適切な業務運営の確保とは関係が認められない場合、又は、業務遂行上の必要がない場合には、本人の同意があることを理由として機微情報を取得、利用又は第三者提供することは認められないと考えます。なお、御指摘の「公共政策目的」が、ガイドライン第6条第1項各号のいずれかに該当する場合には、取得、利用又は第三者提供が認められます。				
75	別添2 (生体認 証情報全 般)	生体認証情報の明での重要情報の明得・利用した預金洩させた金融機関には、重い刑事罰と考えます。	明示的 者の生 関の経	な訪 E体記 営者	説明なしに取 認証情報を漏 ・管理責任者	「7-1-1③ 取得に際して本人同意が必要である場合における本人同意の取得及び本人への説明事項」は、機微情報の取得にあたっての本人同意の取得に際して、ガイドライン第6条第1項第8号に基づき同意を得ることを説明する必要があることを定めているものです。なお、機微情報を適切な業務運営その他の必要と認められる目的として認められる目的以外に使用することの禁止について、個人顧客情報の管理について各業法の体系上もその実効性を確保する観点から、金融分野の個人情報取扱事業者に係る各業法施行規則に定めることを予定しております。				

	金融分野に	おける個人情報保護	に関する	ガイ	ドラインの安全管理	措置等についての実務指針の	(案)」への意見一覧
番号	条文	質	問の	概	要	回	答
76	別添2 (生体認 証情報全 般)	事業者が生体認 データの保管に 者のサーバー等 カードのICチップ 奨すべきと考えま	関する ではな 等に保	旨針 く、2	として、「事業 ト人が管理する	機微情報に該当する生化は、ガイドラインに基づきいられるための措置が必は、同ガイドラインに基づままでは、同ガイドラインに基立理措置を定めております報の管理が実務指針をとして特定方式に限定す推奨するものではありま	た、本人確認のみに用 必要であり、実務指針 づき必要となる安全管 で。従って、生体認証情 満たす限り、管理方式 でる若しくは特定方式を
77	別添2 (生体認 証情報全 般)	実務指針の7-1-1(1)(4)の規定は、 人情報の適正な 行う活動を支援す 囲外であると考え	ガイド 取り扱 する」に	ライ:	ン第1条の「個 確保に関して	ガイドライン第1条の目的情報についてもガイドライン第1条の目的た適切な安全管理措置がまっため、生体認証情報全管理措置は、ガイドラ条の目的に反するものと従って、7-1-1-1①③及は、ガイドライン第1条に	イン第10条に定められ が求められておりま るにおける不適切な安 イン第10条に反し、第1 なります。 び7-1-2-1①④の規定
78	7-1-1(機 微情報の 取得・入 力)	法人顧客の役職 人以外の第三者 取得する可能性 当該機微情報を 定されない場合で 説明し機微情報の 同意を得るなどの しょうか?	から会 がない 業務に の取得	話は利もに)中で受動的に 限りませんが、 引することが想 本人に事情を)いて事後的に	仮に第三者から会話のでを受け取ったとしても、係得」に該当せず、本人のません。しかし、会話等を、氏名等により個人をして保存するのであれば要件を満たす必要があり	保管しない場合には「取同意を得る必要もありで認識した機微情報 識別できる個人情報と、ガイドライン第6条の
79	7-1-1(機 微情報の 取得・入 力)	本人への説明事ついての本人拒の計測のベースの計数の意味やに使用する救済説明することを募えます。	否率と (計測基 特性、 策等に	他生態更い	受入率及びそ 等)のほか、そ は本人拒否時 てまで漏れなく	機微情報に該当する生化たっての本人同意の取行 たっての本人同意の取行 イン第6条第1項第8号に を説明する必要がありま	导に際しては、ガイドラ 基づき同意を得ること
80	7-1-1(機 微情報の 取得・入 力)	7-1-1③「取得に ある場合における 人への説明事項 安全管理措置に ら12条までに基づ ンシティブ)情報に 基づくものである	る本人「 」は、ナ ついて ざくもの こつい	司が規定はて規	の取得及び本 ラインにおいて する第10条か はなく、機微(セ 定する第6条に	御指摘のとおりです。	

「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(案)」への意見一覧 番号 条文 答 質問の概要 機微(センシティブ)情報の取扱いに関して 定める事項とされている、「本人への説明 事項」の内容は、例えば生命保険契約の 7-1-1(機┃申込に際しては、金融庁ガイドライン第6条 微情報の|第1項第7号に定める事業の適切な業務運 81 御指摘のとおりです。 取得•入 営を確保する必要性から、本人の同意に 基づき業務遂行上必要な範囲で機微(セン 力) シティブ)情報を取得、利用等を行うことに ついて説明することであることを確認した い。 機微(センシティブ)情報に該当する生体認証 情報については、プライバシー保護上特に適 正な取扱いが求められること等から、安全管理 機微(センシティブ)情報に該当する生体認 7-2(外部 措置として求められる内容については専門的 82 証情報の取扱に関し、「外部監査」と特に 監査) な知見をもって中立公正な立場から監査が行 限定する必要はないのではないか。 われる必要があり、個人データの適切な取扱 いを担保するためには、外部監査は必須であ ると考えております。 保護法第36条第1項第1号に基づき、雇用管理 従業員の入退室等に、指紋・静脈認証等 における個人情報の取扱いについては、「雇用 7-2(外部 の生体認証情報を利用している場合につ 管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保 83 監査) いて、当該生体認証情報については外部 するための事業者が講ずべき措置に関する指 監査は不要としていただきたい。 針(平成16年厚生労働省告示第259号)」による こととなります。 機微情報の収集及び個人信用情報機関 外部監査とは、当該個人情報取扱事業者から の会員管理に関する実務指針の別添2及 7-2,8-4 び別添3では外部監査が規定されていま 独立した者が実施主体となり、当該事業者にお 84 (外部監 す。これらの別添において、「外部監査」と いてガイドライン及び実務指針に従った安全管 いう言葉の定義は明らかにされていませ 理措置が実施されていることを確認するための 杳) ん。外部監査の意味を明確にしてくださ 監査を意味します。 い。 入会審査の基準については、①「5-1 個人デ タ保護に関する委託先選定の基準」を満たすこ と、②会員となろうとする個人情報取扱事業者 「あらかじめ定めた入会資格基準に基 8-1(資格 が個人信用情報を返済能力の調査以外の目 き・・・」の箇所の「入会資格基準」の要件を 85 的のために使用しないこと及びその確認のた 審香) 明示していただきたい。

す。

めの個人信用情報取扱機関によるモニタリングに書面等により同意すること、が含まれま

	「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(案)」への意見一覧									
番号	条文	質問	引の	概	要	回	答			
86	8-1(資格 審査)	「会員が入会基準 「入会基準」とは前準」を指しているの のかを明確にして	が項8− つか、ま	lの「 きた!	「入会審査基 は別の基準な	御指摘を踏まえ、趣旨を 8-1の「入会審査基準」を しました。				
87		「モニタリング」の? たい。	定義を	明元	示していただき	8-2に定める「モニタリン 人情報取扱事業者が個 力の調査以外の目的の ことを確認するため、会員 へのアクセス状況を分析 す。	人信用情報を返済能 ために使用していない 員による個人信用情報			
88	8-4(外部 監査)	「外部監査」の定うだきたい。対象とな切な取り扱い」とは していただきます。	なる「信 は何を!	用行	情報管理の適 のか、明確に	外部監査とは、当該個人 独立した者が実施主体といてガイドライン及び実 理措置が実施されている 監査を意味します。 また、御指摘を踏まえ、 から、「個人信用情報機 理の適切な取り扱いを研 理の適切な取り扱いを研 理の適切な取り扱いを研 性報機関個人におけるが 会員と修正致し	となり、当該事業者にお 務指針に従った安全管 ることを確認するための 趣旨を明確化する観点 関における信用情報管 望認する」を「個人信用 げイドライン及び実務指 置が実施されているこ			
89	8-4(外部 監査)	外部監査を受ける て、①規程等の整備、③規定及び手 証跡を残す、といる め、平成17年4月1 る監査報告を受け ある。このため、タ 面施行後に猶予其 い。	備、② ・順書I う期間 けること ト部監	取りますができます。	級手順書の整った運用、④ った運用、④ 必要となるた 外部監査によ 実務上困難で こついては、全	実務指針は、保護法及でに、平成17年4月1日からます。このため、外部監査につける個人情報の取扱いに認するために行われるこ	がでれることとなり いては、法施行後にお こついての適切性を確			